

目 次

新代表幹事よりご挨拶

1. 日本労働社会学会第 32 回総会 (2020. 10. 11) 議事録
2. 日本労働社会学会第 32 回大会報告記 (2020. 10. 11)
3. 日本労働社会学会 33 期第 2 回幹事会 (2020. 12. 5) 議事録
4. 『日本労働社会学会年報』バックナンバー(6号から19号)の J-Stage 掲載について
5. 社会学系コンソーシアム シンポジウムのご案内
6. 日本学術会議に関する問題に関して

★2021 年度年会費納入のお願い★

★住所・メールアドレス変更通知のお願い★

第 32 回日本労働社会学会総会におきまして、第 33-34 期の幹事改選があり、新代表幹事吉田誠先生(立命館大学)のもと、下記メンバーにて本学会の運営にあたることになりました。よろしくお願い致します。

<新・代表幹事よりご挨拶>

第 33 期の代表幹事となりました立命館大学の吉田誠です。この場合をお借りして代表幹事就任のご挨拶をさせていただきます。まず、旧幹事会の皆様がコロナ禍の下で、学会運営にご尽力いただきましたことお礼申し上げます。

第 33 期も同じ困難を抱えての出発となり、当分の間はオンラインを活用した学会運営とならざるを得ません。本学会は会員交流を大切にしてきた学会で、研究会後や大会時には活発な交流が行われてきました。鎌田とし子初代表幹事も 30 周年大会に寄稿された文書で「飲みニケーション」を大事にせよとおっしゃっていますが、残念ながらオンライン開催ではその「飲みニケーション」ままなりません。通常の「飲みニケーション」に代わる会員交流のあり方を模索する必要性を感じています。ただ、オンラインを活用することにより、これまで研究会に参加するのが難しかった遠方の会員が参加しやすくなるというメリットもあります。オンライン化のメリもット・デメリットを見据えながら、また感染状況の推移を見ながら機動的に学会運営を心掛けていく所存です。積極的なご参加のほど何卒よろしくお願ひします。

さて、今期の幹事会の構成を改めて見なおした時、33 年前の学会設立に立ち会った会員がおられないということに気がつきました。私自身も本学会に入会したのは 1990 年で、設立時の会員ではありません。幹事会において諸先輩方から直接、ご指導やご意見をいただけ

ないというのは少し心細くもなるころではあります。他方、多くの若手会員に幹事の任を担っていただけるということは、本学会が当初の目的の一つとして掲げていた若手育成が順調に達成されてきたことの証でもあり、誇るべきことであるとも考えております。

本学会が設立されたのはバブル真っ盛りの時代で、「労働」という言葉が忌み嫌われ、無批判な日本賛美論が論壇を謳歌している時代でした。こうした状況の中で、本学会が設立された経緯につきましては、是非とも「設立趣意書」をご一読いただければと思います（故河西宏祐会員が起草したと伺っています）。それから「失われた30年」を経て、「企業社会」ともいわれる日本社会が変わらぬようでありながら、様々な変容も遂げてきました。今次のコロナ禍も企業社会のあり様に変化をもたらす一つの要因となることは言うまでもありません。この時代の労働の実態と問題をしっかりと調査・記録しておくことは労働社会学の重要な使命であり、労働社会学会はそれを牽引していく役割を担っていると考えております。どうかよろしくお祈りいたします。

第33期 代表幹事 吉田誠

<新幹事名と役割>

○は代表者

| | | | | |
|-----------------|--------|-------|-------|-------|
| 代表幹事 | 吉田誠 | | | |
| 事務局 | ○江頭説子 | 勝俣達也 | | |
| 会計 | ○谷川千佳子 | 岡村佳和 | | |
| 研究活動 | ○大野威 | 柴田徹平 | 中根多恵 | |
| | 跡部千慧 | 横田伸子 | 渡辺めぐみ | |
| 年報 | ○山縣宏寿 | 宮下さおり | 小尾晴美 | 松永伸太郎 |
| ジャーナル | ○高島裕美 | 小川慎一 | 鈴木力 | 三家本里実 |
| 関西部会 | 横田伸子 | 渡辺めぐみ | | |
| 社会学系 コンソーシアム | ○小川慎一 | 跡部千慧 | | |
| 社会政策関連 学会協議会 | 山縣宏寿 | 小尾晴美 | | |
| ウェブ担当 | ○鈴木力 | 吉田誠 | | |
| デジタル化担当 | 江頭説子 | | | |
| 監事 | 松尾孝一 | 中園桐代 | | |

1. 日本労働社会学会 第32回総会議事録

2020年10月11日（日）12:00～13:50 オンライン総会（Zoom）

I. 開会の挨拶（中園代表幹事）

中園代表幹事より、開会挨拶が行われた。

II. 開催校挨拶（伊藤大会実行委員長）

大阪経済大学 伊藤大会実行委員長より、開催校挨拶をいただいた。

Ⅲ. 議長選出（中囿代表幹事）

中囿代表幹事より、山田信行会員に依頼を行う旨提案があり、了承された。

Ⅳ. 第 32 期活動報告と審議事項

1) 『日本労働社会学会年報』編集委員会（宮下幹事）

第 31 号は特集 4 本、投稿論文 1 本で 10 月末に発行予定であること、投稿規程の改訂されたことが報告され、了承された。

2) 『労働社会学研究』（ジャーナル）編集委員会（高島幹事）

第 22 号は掲載論文なしとなり休刊する旨が報告され、了承された。

3) 研究活動委員会（萩原幹事）

研究例会の実施および第 32 回大会がオンライン（Zoom）によって開催される運びとなったことが報告され、了承された。学会奨励賞については、規程の改正が提案され承認された。

4) 関西部会（伊藤幹事）

2020 年度の活動について報告され、了承された。

5) 社会学系コンソーシアム担当（中囿代表幹事）

2020 年度の活動について報告され、了承された。

6) 社会政策関連学会協議会（小村幹事）

2020 年度の活動について報告され、了承された。

7) 学会 HP 担当（伊藤幹事）

学会 HP の運営状況についての報告が行われ、了承された。

8) デジタル化担当（江頭幹事）

日本労働社会学会年報の論文及び書評(第 20 号～第 26 号)の J-Stage 搭載が完了したこと、33 期に第 6 号から第 19 号の搭載を予定しており、そのための予算 ¥453,200 が提示され、了承された。

9) 事務局（小村幹事）

鎌田とし子会員から特別寄稿があったことが報告され、今後はホームページに文書資料館として掲載していくことが提案され、了承された。

10) その他

政府による日本学術会議の推薦会員の任命拒否問題について抗議声明を出すことが提案され、了承された。

Ⅴ. 第 32 期決算報告（中囿幹事）

第 32 期決算案について、中囿幹事より資料をもとに、偶数年度に発行予定の会員名簿が作成できず予算が執行できなかった旨報告され、2020 年内に発行すること方向で了承された。
(添付資料 1 参照)

VI. 第 32 期監査報告

第 32 期監査報告について鷺谷監事より監査が無事終了した旨報告され、了承された。

VII. 第 33 期予算案の審議（中畠幹事）

第 33 期予算案について中畠幹事より資料をもとに報告され、了承された。

(添付資料 2 参照)

VIII. 第 15 回日本労働社会学会奨励賞について（大野幹事）

大野幹事より、著書の部、論文の部ともに該当作品なしと報告され、了承された。

IX. 次回（第 33 回）大会開催校について（中園代表幹事）

中園代表幹事より、次期は大阪経済大学にて開催することが報告され了承された。

開催時期：2021 年 10～11 月（詳細未定）

X. 第 33 期選出幹事選挙並びに選挙管理委員会の選出（議長）

第 33 期選出幹事選挙にあたり、選挙管理委員会の選出が行われた。選挙管理委員会により第 33 期選出幹事選挙が行われ、新幹事が決定した。

2. 日本労働社会学会第 32 回大会報告記（2020. 10. 11）

シンポジウムテーマ：COVID-19 と労働

大野威（立命館大学）記

司会：萩原久美子（下関大学）、李旼珍（立教大学）

第一報告：コロナ禍がシングルマザーの労働と子育てに与える影響

－札幌市母子寡婦福祉連合会・会員のアンケート報告

中園桐代（北海学園大学）

第二報告：新型コロナウイルス感染症と看護労働－日本看護協会の取り組みから

小村由香（日本看護協会）

本シンポジウムは、Covid-19 が働き方をふくむ生活全般にどのような影響を与えているか、直近の調査などから明らかにするものとなっていた。

中園氏の第一報告は、札幌市母子寡婦福祉連合会が 2020 年 3 月と 7 月にシングルマザーを対象におこなったアンケート調査をもとに、Covid-19 とその後の行政の対応がシングルマザーに与えた影響、変化を報告するものであった。報告では、札幌では他地域に先駆けて臨時休校が準備なく突然はじまり、休校がその後も断続的に延長され 3 か月の長期におよんだ結果、休校により感染の不安を解消できたとの行政の休校評価に対し、シングルマザーやともかせぎカップルにおいて家庭内での育児（子供の居場所や生活の確保）に深刻な問題

が生じていることが明らかにされた。就労状況については、一部で感染拡大の影響による勤務日や勤務時間の減少がみられる一方、逆に勤務時間が増加している層も同程度みられることが明らかにされた。ただし、勤務時間が増えている層でも賃金は同じか減少している人が相当数みとめられ、未払い労働が増えていることが示された。休業補償については、特別な申請が必要な支援金貸し出しなどの利用が低迷しており、そのひとつの背景として所得の関係からパソコンなどを利用できない人が多いことがあるのではないかと指摘された。そして結論としてシングルマザーへの支援として、パソコンなどを持たない方々への周知の方法の工夫、母親が家にいることを前提とした感染対策（育児支援なしの休校）の見直し、月単位での減収に対応できるような支援制度の構築などが必要だと指摘された。

小村氏の第二報告は、Covid-19 をうけた日本看護協会の取り組みを紹介し、あわせて看護職員の抱える問題を明らかにするものであった。報告では日本看護協会の取り組みとして、看護師への需要増加に対し看護師として働いていない有資格者（潜在看護師）への呼びかけをおこない、軽症者宿泊施設などで1600人をこえる再就業が実現したことが報告された。また日本看護協会は医療現場からの相談をひろく受けつけ、必要な情報提供をおこなうとともに、そこからみとった要望を政府に伝え政策実現につなげていることが報告された。具体的には相談をつうじて、医療現場では感染症への対処の仕方への不安がとりわけ大きかったこと、Covid-19 感染の労災適用の可否に大きな関心が寄せられていたこと、妊娠している人や子供のいる人にとくに感染への不安が大きいことが明らかにされ、これに対し日本看護協会は必要な情報提供や防疫物資の支援などをおこなうほか、政府に対して要望をおこない、迅速な労災適用、看護職員に対する慰労金の支給、看護職に対する危険手当の増額にくわえ、医師などの指導がある場合、妊娠中の女性労働者に対する作業制限、出勤制限など必要な措置をとることを義務化する均等法の告示改正などが実現することになったと報告された。このほか日本看護協会としてCovid-19 に対する看護職の活動を社会に積極的に紹介する活動をおこなっていることも紹介された。

質問の後、Zoomをつうじて参加者からの質問がおこなわれ、Covid-19 の非正規労働者への影響は、雇用減少の一方で逆に勤務（増）の強要がおこなわれている層もあることまたその影響は職種によってきれいに区分けできないこと、シングルマザーの方々は対面的な仕事が多くリモートワークの恩恵を受けにくいこと、看護職のCovid-19 への感染が労災適用されていない国も多く存在すること、などが明らかになった。今回のシンポジウムでは、Covid-19 の影響で少なくない層で就業時間増が生じていながらそれがストレートに収入増加につながっていない、感染症の不安がひろがるなか多くの潜在看護師が軽症者宿泊施設などに復帰していたことなど多くの新たな知見が明らかになった。今後の政策に広く活かされることを期待したい。

自由論題報告 I : 労使関係・労務管理（前半）

霜田菜津実（立教大学大学院）記

自由論題報告 I で行われた前半 2 つの報告について記載する。

まず、石井まこと会員が「チッソ労使関係史から見えてくるもの——対抗型労働運動と社会的自立の関係性の考察」を報告した。

報告者は、水俣病問題をめぐるチッソ労働組合の運動を「企業社会のみに依存しないで発展する地方社会にするための労働運動として再評価できないか」と問題提起した。チッソ労働者は当初水俣病に無関心であったが、水俣病と関わらなかったことを恥とする「恥宣言」を組合として決議した 1968 年を画期として、その労働運動は企業の枠を超えた社会運動へと発展していった。その背景として、石井氏は、「同質性（学歴・地域・争議経験）」が維持されたことや、安定した組合財政、そして企業の外に踏み出した結果、企業内と外の問題が繋がっていることを労働者が認識したこと（「生産点への回帰」）などを挙げた。

質疑応答では、問題意識をより明確に教えてほしいという意見に対し、氏は企業内にとどまらず社会と繋がりを持った運動の必要性を強調した。また、「同質性」とはどのようなものかという質問が出されたが、それについては他の方が研究しているので詳しくはそちらを参照されたいとしながら、同じ水俣に育ち、学歴がほぼ同じである人が多いことなどを示した。企業社会ないし生産拠点からの自律・自立と地域社会と繋がりを持った運動の重要性を提起する報告であった。

次に、霜田菜津実（筆者）が「1970～80 年代における金属機械産業の労働組合による賃金水準平準化の取組」を報告した。

本報告の問題意識は、中小零細企業と大企業との賃金格差が依然として存在する中で、労働組合はいかにして賃金水準を規制しようかという点にあった。1970～80 年代の金属機械産業の労働組合として、全金同盟（同盟）及び全国金属（総評）とその傘下組合を対象とし、賃金水準平準化のためにどのような取組を行ったかを報告した。産業別組合による実態調査、最低賃金引上げ、労働協約締結、条件の厳しい企業別組合への個別指導など、組合の取組の工夫は評価されるべきであるが、80 年代末においても企業間賃金格差は残された。その背景には日本独特の重層的下請構造、垂直的統合という構造的問題がある。

質疑応答では、「支部」の定義を明確にすべきことや、影響度合いの評価に関わるため組合組織率が何割程度であるか明記すべきこと、同一労働同一賃金は当時の「職種別横断賃率」論の独自の文脈で出てきている用語であるから鍵括弧を付けるべきこと等の指摘をいただいた。また、自動車総連のように利益を上げている賃金水準の高い上位の組合の抑制は行ったのかという質問もいただいた。最後の点については、金属機械産業においては上位の抑制は見られなかったと回答した。基本的な点から指摘を頂戴でき大変有意義な場であった。

自由論題報告 I : 労使関係・労務管理（後半）

鈴木力（徳山大学）記

第 3 報告 谷川会員「訪問看護事業を維持する労務管理実践」

谷川会員の報告では、まず 2010 年以降増加傾向にある訪問看護事業所において、廃業せ

ずに事業を維持することと地域にニーズに対応する機能強化が新たに求められている事が説明された。訪問看護は利用者の居宅において看護行為を提供するが、機能強化型訪問看護ステーションではさらに「24 時間 365 日対応」「重傷者の受け入れ」「在宅ターミナルケアの実施」「地域住民への情報提供」などが加わる。この機能強化型訪問看護ステーションの事業を維持する労務管理が報告の目的である。調査対象の事業者の労働編成は、看護師 22 名が在籍するため比較的規模が大きく、年齢構成では病院勤務者よりも高い年齢層が多いという特徴がある。訪問看護の職務性質から看護経験が一定必要なため、調査対象事業所においても新卒は採用されていない。採用については、紹介業者に高額な紹介料を支払うことで求人をかけており、県看護協会の紹介などは数少ないのが現状である。シフト管理については休日希望を 100%反映させることで、管理者からのシフト変更依頼も受けてもらえる関係性を築いている。そして、業務上の指示が看護職員に行き渡るために、管理的立場を増やし、さらに職員をいくつかの島（グループ）にまとめることで円滑に行っているという。今後は調査先を増やしつつ労働過程の分析なども取り入れる予定である。

第 4 報告 池田会員「ニカラグアの高学歴先住民族女性たちの非営利組織における無償労働と労働倫理」

池田会員の報告では、ニカラグアの NGO 先住民族女性組織ワンキ・タグニにおいて高学歴女性らが無償労働でありながら継続参加する理由が検討されている。NGO があるワスパン地域はニカラグアの北東部のカリブ海側に位置し、漁業・林業を中心とした自給自足と村単位の共同所有統治地域である。NGO は女性の権利保護を目的としてワスパン市内の女性を対象に、家庭菜園による食料自給及び経済自立支援や、女性への暴力を防ぐ啓発活動、地域課題の調査研究などを行っている。この NGO において高学歴女性たちが無償労働を継続する理由の 1 つ目は、将来性の存在であるという。ニカラグアでは太平洋沿岸地域の都市部に仕事が存在するが、女性、出身地、先住民族である要因によって三重の差別によって低賃金のサービス業に従事せざるを得ない。他方で NGO では専門性を活かした活動と能力向上ができ、スキルに基づいた就職にもつながる。理由の 2 つ目は、生計依存可能という経済条件であり、無償労働に従事する女性たちは NGO の活動とは別に収入源が存在している。理由の 3 つ目は、独自の労働倫理の存在である。ワスパン地域のプロテスタント系協会の影響により勤勉を促す倫理観に加え、NGO の家庭菜園活動は先住民族ミスキートの世界観である「生み育て家族を守る」の実践といえる。今後の調査課題としては、太平洋地域における性別・出身地差別やコロナにより発生している大量の出国者の存在が提示された。

自由論題報告Ⅱ：公務労働・非正規雇用（前半）

藤田典子（大阪経済大学・立命館大学）記

司会 清山玲（茨城大学）

第 1 報告 採用選考と性別情報-ジェンダー差別の監視ツールとしてのジェンダー統計

村尾祐美子（東洋大学）

第2報告 自治体職員たちの30年

-ある政令指定都市の大卒行政職事務系職員の中期キャリアを中心に

松尾孝一（青山学院大学）

村尾報告は、ジェンダー統計がジェンダー平等や差別の検証に資するという目的のもと、公務員の採用選考における問題点について論じた。ノンキャリアおよび幹部候補の国家公務員試験の結果から、まず合格率や採用率において作為的な問題がある点を指摘し、中でも90年代前半は性差別的な採用が幅広く行われていた可能性があるとした。一方で、2000年代では幹部候補生試験の女性合格者のうちの採用率は男性よりも一貫して高く、同様の傾向が東京都の幹部候補公務員採用試験でも見られることから、数々の仮説を立てた。しかし、ジェンダー統計が不十分であるため検証が困難であると述べた。

ZOOM会場から、採用率への景気や政策の影響について質問があり、景気の影響はあまり見られないが、女性活躍政策は2015年以降の比率の不自然なトレンドに影響を与えていそうだと報告者は回答した。

松尾報告は、自身が2002年に「早い選抜」を実証したある政令指定都市の自治体職員の中・後期キャリアの実態について、入庁31年目までキャリアツリーを用いて論じた。基本、大卒11年目で第一選抜グループにいた19人が、その後のキャリアでも昇進の可能性が高く、早い。ただし、中でも部長級以上への昇進は、入庁21年目までに課長級に昇進した11人に限られており、タテの昇進は激しいレースが展開される。第二選抜グループは、第一グループに追いつくことはあるが、その上位昇進者に追いつくことはなく31年目で課長級が最高位であり、三番手グループ以下は、31年目でも係長止まりである。さらに、31年目の在職者の約半数は非昇進者で女性の割合が高く、高学歴ノンエリートも多いことを発見した。政策的含意として、「早い選抜」の厳しさを緩和することが、キャリアパスに動きをもたらす可能性を指摘した。

ZOOM会場から、第一選抜グループで昇進が止まってしまった人や女性の管理職昇進の少なさについて問われ、第一選抜に入ることは昇進の必要条件で、必要十分条件ではない点、管理職試験が出産・子育て期と重なっていることは原因の1つだろうと報告者は回答した。

自由論題報告Ⅱ：公務労働・非正規雇用（後半）

小高 由起子（中央大学大学院）記

自由論題Ⅱの後半は、江頭説子会員から「事務職派遣労働者の『無期雇用派遣』転換の選択」、鶴沢由美子会員から「技術職の無期雇用派遣“正社員”が示す可能性と課題」との報告が行われた。これらの報告は、両会員らによって行われた派遣技術者へのアンケート調査、インタビュー調査、および派遣元会社等からの聞き取り調査に基づく報告であり、2015年の労働者派遣法改正における派遣労働者の派遣元会社による無期雇用転換措置が派遣労働者の働き方に及ぼした影響に関して、それぞれの視角から分析が行われたものである。

江頭会員の報告では、インタビュー調査の結果を中心に、事務職派遣労働者がなぜ派遣元

会社での無期雇用転換を選択したのか、ということに着目して事務職派遣労働者のキャリア形成の課題と展望についての議論が展開された。分析では、派遣労働者は「自由な働き方」を求めつつも「雇用の安定」も望んでいる一方で、両者の両立が難しく、バランスを取りながら多様な正社員になることも選択肢に入れて働き方を選択している状況といえる、と指摘した。

鶴沢会員の報告では、アンケート調査及びインタビュー調査の結果から、技術職派遣労働者のキャリア形成について、無期雇用転換措置が正社員と有期スタッフの間の「中二階」に置かれる可能性に関する示唆がされ、さらに一人ひとりのキャリアデザインを支援する仕組みの必要性について指摘された。

フロアからは、両報告に対して、「正社員」をどう捉えるか、などについての質問が出され、鶴沢報告に対しては「中二階」の概念について、加えて、派遣元会社における教育訓練などの機械の支援があるのかどうか、などについて質問が出され、限られた時間の中で活発な議論がされた。

3. 日本労働社会学会 33 期第 2 回幹事会 (2020. 12. 5) 議事録

2020年12月5日 (土) 14:00~17:00

於：専修大学神田キャンパス 7号館773教室 一部ZOOMでの参加

I. 開会の挨拶 (吉田代表幹事)

吉田代表幹事の挨拶の後、新旧幹事が自己紹介を行った。

II. 第32回大会の総括 (萩原幹事)

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、オンライン (ZOOM) での開催となったが、シンポジウム、自由論題報告も恙なく行われ、無事に終了したこと、大会開催に尽力した幹事、会員へ感謝の言葉が述べられた。

III. 委員会報告・協議

1) 『年報』編集委員会 (宮下幹事)

第 30 号が無事に刊行されたこと、第 31 号の刊行に向けて準備をしている旨が報告され、了承された。

2) 『ジャーナル』編集委員会 (井草幹事)

第 22 号は掲載論文なしとなり休刊する旨が報告され、了承された。

3) 研究活動委員会 (萩原幹事)

第33回大会については、大阪経済大学が開催校となること、シンポジウムのテーマについては、研活で文(案)を作成し、事務局から発信し、会員から募ることが報告され了承された。学会奨励賞については、総会で規程の改正が承認されたことから、2年さかのぼって年報、ジャーナルを対象に選考を行うことが報告され、了承された。

4) 関西部会 (伊藤幹事)

特になし。

5) 社会学系コンソーシアム担当（中園幹事）

日本社会学会が中心となり、日本学術会議会員候補の任命拒否に対する抗議声明を出すことに賛同した。12月2日の人文社会科系学会の海外メディアに向けた記者会見について学会のホームページやブログで発信していく。

6) 社会政策関連学会協議会担当（小村幹事）

11月22日に日本学術会議会員候補の任命拒否に関するシンポジウムが開催された。

7) 学会HP担当（伊藤幹事）

特になし。

8) デジタル化担当（江頭幹事）

『日本労働社会学会年報』バックナンバー(6号から19号)のJ-Stage掲載が完了したことが報告され、了承された。

9) 会計担当（谷川幹事）

会員名簿を作成し、会員に送付したことが報告され、了承された。

10) 事務局

第33期の幹事会日程（通常第1土曜日）

2021年3月6日（土）第3回幹事会+第33期第1回研究例会

7月 3日（土）第4回幹事会+第33期第2回研究例会

9月 4日（土）第5回幹事会+第33回大会用プレシンポ

10月または11月 大会前夜第6回幹事会

IV. 入退会者、会費減免措置の承認【回覧資料/画面共有】

入会希望者2名、退会希望者1名、会費減免希望者4名が承認された

4. 『日本労働社会学会年報』バックナンバー(6巻から19巻)のJ-Stage掲載について

11月20日に『日本労働社会学会年報』バックナンバー(6巻から19巻)のJ-Stage掲載が完了しました。これで、1巻(1990年)から26巻(2016年)のすべての特集論文、投稿論文、書評が閲覧できるようになりました。ぜひ研究にご活用ください。なお、27巻(2017年)以降についても順次、公開していきます。

5. 社会学系コンソーシアム シンポジウムのご案内

社会学系コンソーシアムより下記のシンポジウムのご案内が来ておりますので、興味のある方はご参加ください。

社会学系コンソーシアム・日本学術会議 第13回シンポジウム

テーマ：メディア学の使命 ジャーナリズム研究からプラットフォーム研究まで

開催形式：オンライン（Zoom ウェビナー）

日 時：2021年1月23日(土)13:30～16:30

<http://socconso.com/sympo13.pdf>

6. 日本学術会議に関する問題に関して

政府による日本学術会議の推薦会員の任命拒否問題について、本学会としては以下のような取り組みを行ってきました。今後も関連学会と連携しながら、この問題の解決に向けて取り組みを進めていきます。なお、関連シンポジウムや抗議行動の情報についてもメーリングリストやブログを通して随時配信していきます。

1. 第32期幹事会による抗議声明

日本労働社会学会第32期幹事会は任命拒否問題について下記のような声明を公表しました。

内閣総理大臣・菅義偉殿

学術会議より推薦された会員候補の任命拒否に抗議する

貴殿は、日本学術会議が推薦した会員候補105人のうち6人の任命を拒否した。これは学術会議法第7条に違反し、適切な行政手続を著しく逸脱する暴挙である。日本学術会議は内閣総理大臣の私的な諮問機関ではない。それゆえ総理大臣の恣意によって会員を選別することは許されるものではなく、法に定められた適正な手続に則って行われなければならない。事実、学術会議が推薦した候補が任命されなかった例は過去に一度もない。こうした会員選任の手続は、学術研究の自由と自主性を保障することを目的として設定されたものであり、今次のような違法・恣意的な運用がなされることは、日本国憲法で保障された「学問の自由」の根幹を揺るがすものとも言わねばならない。

本学会は、日本学術会議法および憲法に違反する今次の措置を、ただちに撤回することを求めるものである。

2020年10月5日

日本労働社会学会幹事会
第32期代表幹事 中園桐代

2. 日本労働社会学会第32回総会における抗議文の決議

日本労働社会学会第32回総会において政府による日本学術会議の推薦会員の任命拒否問題について下記のような抗議声明を議決しました。

日本労働社会学会は政府による日本学術会議会員候補の任命拒否に抗議します

2020年10月1日、菅義偉内閣総理大臣は、日本学術会議の新会員任命にあたって、同会議が推薦した会員候補105人のうち6人の任命を拒否しました。これは日本学術会

議法第7条に違反し、適切な行政手続を著しく逸脱する暴挙です。日本学術会議は内閣総理大臣の私的な諮問機関ではありません。それゆえ内閣総理大臣の恣意によって会員を選別することは許されるものではなく、法に定められた適正な手続に則って行われなければなりません。

また、学者・研究者集団の自律的な選考結果を尊重する会員選任の手続は、民主主義国家にとって普遍的な原理である学術研究の自由と自主性を保障することを目的として設定されたものです。したがって、時の政府・与党の恣意に基づくこのような運用がなされることは、集团的・共同的営為としての学術研究が政治権力の意向に左右されてはならないということを意味する「学問の自由」を根幹から揺るがすものです。

日本労働社会学会は、会員の総意として、日本学術会議法および日本国憲法に違反する今次の措置をただちに撤回し、日本学術会議から推薦されたにもかかわらず会員への任命を拒否された6名の研究者を、直ちに会員に任命することを求めます。

2020年10月11日

日本労働社会学会

3. 人文・社会科学系学協会共同声明への賛同学会として参加

日本労働社会学会幹事会は「日本学術会議第25期推薦会員任命拒否に関する人文・社会科学系学協会共同声明」に対して賛同学会として名を連ねることを議決しました。賛同した声明文は下記の通りです（2020年12月12日更新版。賛同学会名は省略していません。下記URLにてご確認ください）。

<https://jals.jp/blog/wp-content/uploads/2020/12/201202seimei.pdf>。

日本学術会議第25期推薦会員任命拒否に関する人文・社会科学系学協会共同声明
私たち人文・社会科学分野の310学協会は、日本学術会議が発出した2020（令和2）年10月2日付「第25期新規会員任命に関する要望書」に賛同し、下記の2点が速やかに実現されることを強く求めます。

1. 日本学術会議が推薦した会員候補者が任命されない理由を説明すること。
2. 日本学術会議が推薦した会員候補者のうち、任命されていない方を任命すること。

★日本労働社会学会事務局（第33期）★

〒181-8611 東京都三鷹市新川6-20-2 杏林大学医学部付属病院第2病棟D3階

医学教育学教室内 江頭 説子（えとう せつこ）気付

TEL: 0422-47-5512（内線3661）

E-mail: s-eto@ks.kyorin-u.ac.jp 学会HP: <http://www.jals.jp/>

★2021 年度年会費納入のお願い★

学会費の納入は下記口座までお願いします。

【郵便振替口座】 口座番号： 00150-1-85076 加入者名： 日本労働社会学会

年会費 学生・院生会員：6,000 円 一般会員：10,000 円

会費減免制度については、下記 URL をご参照ください。

<http://www.jals.jp/discount/>

★住所・メールアドレス変更通知のお願い★

住所変更とメールアドレス変更した場合には、必ず事務局に連絡をお願いします。

以 上
